

## 御殿場小山広域都市計画下水道の変更

都市計画御殿場市公共下水道富士岡処理区の「2. 排水区域」を次のように変更し、「3. 下水管渠」を廃止し、「4. その他の施設」を廃止する。

### 2. 排水区域

名称	面積	備考
御殿場市公共下水道 (富士岡処理区)	廃止 (約 103ha)	汚水

### 3. 下水管渠

名称	位置		備考
	起点	終点	
富士岡汚水 1 号幹線	御殿場市神山字池平	御殿場市大坂字下ノ原	廃止 (約 103ha)
富士岡浄化センター放流渠	御殿場市神山字池平	御殿場市神山字池平	廃止 (約 103ha)

### 4. その他の施設

名称	位置	備考
富士岡浄化センター	御殿場市神山字池平地内	廃止 (約 22,000 m <sup>2</sup> )

## 理 由

市街化区域における持続可能な汚水処理システムの構築を図るため、公共下水道の排水区域、下水管渠及びその他の施設を本案のとおり廃止する。

## 変 更 理 由

### 御殿場市公共下水道 富士岡処理区

人口減少や高齢化の本格化、社会情勢、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備、維持管理を取り巻く状況が大きく変化していく中で、国においては、令和8年度末を目標に、各汚水処理施設の整備が概ね完了するよう方針を掲げてきた。

御殿場市においても、公共下水道の整備を昭和63年より開始し、現在は公共下水道の全体計画では1,010haのうち103haを都市計画に定めたが、施設は未整備の状況である。このような中、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づく持続可能な汚水処理施設の整備、運営を行うため公共下水道、合併処理浄化槽による汚水処理の特性、経済性等を勘案し、適切な区域の設定、処理施設の整備方法の見直しを行った。

その結果、本処理区全体において、集合処理による汚水処理よりも個別処理の方が経済的に有利となったうえ、汚水処理原価の上昇が見込まれるほか、相当数の合併処理浄化槽がすでに設置され適正な汚水処理が進展している状況となっている。総合的な観点から本処理区域を汚水の排水区域から除外することが合理的であるため、本案のとおり都市計画を廃止する。

この廃止に伴い、富士岡汚水1号幹線、富士岡浄化センター放流渠、富士岡浄化センターを廃止する。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに御殿場市に意見書を提出することができる。

令和 年 月 日

御殿場市

上記代表者御殿場市長 勝 又 正 美

1 都市計画の種類及び名称

御殿場小山広域都市計画下水道 御殿場市公共下水道（富士岡処理区）

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

汚水の都市計画を定める区域を廃止

（平成4年12月25日付御殿場市告示第192号の汚水の区域を廃止する）

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書提出先

御殿場市役所 環境市民部下水道課

（郵便番号412-0038 御殿場市竈359番地）

4 縦覧期間

令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 年 月 日

御殿場市

上記代表者御殿場市長 勝 又 正 美

1 都市計画の種類及び名称

御殿場小山広域都市計画下水道 御殿場市公共下水道（富士岡処理区）

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

汚水の都市計画を定める区域を廃止

（平成4年12月25日付御殿場市告示第192号の汚水の区域を廃止する）

3 縦覧場所

御殿場市役所 下水道課

## 説明会・公聴会等の開催状況

御殿場小山広域都市計画下水道 御殿場市公共下水道の変更

開催日時	開催場所	説明者	参加者（人数）	内容・結果	備考
令和8年4月21日 19:00～〇〇:〇〇	御殿場市 竈報徳会館 大ホール	御殿場市 下水道課	地域住民 (            人)	公共下水道の全体計画の縮小について、 地域住民、地権者に対して説明し、概ね の理解を得られた	広報誌 通知
令和8年4月22日 14:00～〇〇:〇〇	御殿場市 竈報徳会館 大ホール	御殿場市 下水道課	地域住民 (            人)	公共下水道の全体計画の縮小について、 地域住民、地権者に対して説明し、概ね の理解を得られた	広報誌 通知
令和8年4月23日 19:00～〇〇:〇〇	御殿場市 市民会館 第7会議室	御殿場市 下水道課	地域住民 (            人)	公共下水道の全体計画の縮小について、 地域住民、地権者に対して説明し、概ね の理解を得られた	広報誌 通知
令和8年4月24日 19:00～〇〇:〇〇	御殿場市 市民会館 第7会議室	御殿場市 下水道課	地域住民 (            人)	公共下水道の全体計画の縮小について、 地域住民、地権者に対して説明し、概ね の理解を得られた	公聴会
令和8年4月25日 10:00～〇〇:〇〇	御殿場市 市民会館 第7会議室	御殿場市 下水道課	地域住民 (            人)	公共下水道の全体計画の縮小について、 地域住民、地権者に対して説明し、概ね の理解を得られた	

## 説明会・公聴会等の開催状況

御殿場小山広域都市計画下水道 御殿場市公共下水道の変更

開催日時	開催場所	説明者	参加者（人数）	内容・結果	備考
令和8年4月27日 ～5月18日	市役所 下水道課	御殿場市 下水道課	意見書 ( 通)	市民意見公募制度に基づき意見公募	パブリックコメント 広報誌
令和8年4月27日 ～5月18日	市役所 下水道課	御殿場市 下水道課	(縦覧 人) (意見 人)	原案縦覧	広報誌 通知
令和8年5月25日	市役所本庁舎 3階大会議室	御殿場市 都市計画課	公述申出人 ( 人)		公聴会

## 関係機関との協議状況一覧

御殿場小山広域都市計画下水道 御殿場市公共下水道の変更

協議先	協議事項	内容	経過			備考
			下協議	協議書提出	応諾	
静岡県生活排水課	御殿場市公共下水道の都市計画変更	御殿場市公共下水道の都市計画変更について	R8. 1. 28		R8. 1. 28	(口頭応諾)
静岡県都市計画課	御殿場市公共下水道の都市計画変更	御殿場市公共下水道の都市計画変更について	R8. 1. 28		R8. 3. 26	(Eメールにて応諾)
沼津土木事務所	御殿場市公共下水道の都市計画変更	御殿場市公共下水道の都市計画変更について	R8. 3. 10		R8. 3. 10	(口頭応諾)
狩野川漁業協同組合	御殿場市公共下水道の都市計画変更	御殿場市公共下水道の都市計画変更について	R8. 3. 19		R8. 3. 19	(口頭応諾)